

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である件五件 三三
- 公告  
○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三三

## 告 示

### 福島県告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年四月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
喜多方市塩川町金橋字新田山四一四四の一、四一四四の二、高郷町揚津字滝ノ上甲二八〇の三九、耶麻郡猪苗代町大字山瀉字舟附場六七の四
  - 二 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課並びに喜多方市役所及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

### 福島県告示第三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年四月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
喜多方市山都町早稲谷字小漆谷二〇〇九から二〇一八まで、二〇一九の一、二〇一九の二、二〇二〇から二〇二二まで、二〇二二のイ、二〇二二のイ、二〇二三、二〇二四の一、二〇二四の三から二〇二四の七まで、二〇二五から二〇二七まで、二〇三二から二〇三七まで、三一六三
  - 二 保安林として指定された目的  
干害の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- （森林保全課）

### 福島県告示第三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年四月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
喜多方市熊倉町新合字一ノ岩丙二三八五の一から丙二三八五の四まで、丙二三八五の八、字二三ノ岩丙二三八六の一から丙二三八六の五まで、丙二三八六の九、字峠丙二三八七の一から丙二三八七の七まで、丙二三八七の一一
- 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐は、択伐による。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
    - 双葉郡川内村大字下川内字館山五〇一の三、五〇一の四、五〇四の一、五一一
  - 二 保安林として指定された目的
    - 土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
        - 字館山五〇一の三、五〇一の四、五一一
      - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、川内村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
    - 双葉郡川内村大字下川内字館山五〇一の三、五〇一の四、五一一
  - 二 保安林として指定された目的
    - 公衆の保健
  - 三 変更後の指定施業要件
    - 1 立木の伐採の方法
      - (一) 主伐は、択伐による。
      - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、川内村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 2 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川内村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

公 告

公告第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年四月十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称	
西郷村土地改良区	
退任した役員	住所
役別 氏名	佐藤 正博
理事 氏名	西白河郡西郷村大字真船字堂万五〇番地
就任した役員	住所
役別 氏名	高橋 廣志
理事 氏名	西白河郡西郷村大字熊倉字内山六〇番地八

(農村計画課)

